

令和7年度 第1回山梨県総合評価委員会 会議録

1 日 時 令和7年9月9日（火） 10時00分～12時00分

2 場 所 県庁防災新館301・302会議室

3 出席者

（委員） 8名（氏名は非公開）

（事務局）（技術管理課）技術管理課長、技術審査監、課長補佐、
技術評価担当職員 計7名

（県）（県土整備部）総括技術審査監 1名

（営繕課）技術指導監 1名

（他部局）森林環境部治山林道課技術管理担当 1名

農政部耕地課技術管理担当 1名

企業局電気課課長補佐 1名

4 傍聴者等の数 1名

5 会議次第

（1）開会

（2）県挨拶

（3）委員紹介

（4）委員長挨拶

（5）議事

（6）閉会

6 議事

議事（1）工事の総合評価について

○事務局：説明 資料1－1（令和6年度実施結果）、1－2（令和7年度中間報告）

（質疑応答）

Q) 技術者不足と言われているが、意見聴取の時期をできるだけ平準化していけば技術者不足が減ってくるのでは。

A) 県としても、工事の発注件数が1年を通じて均等になれば、業者が資材や労働者の確保がしやすくなり、時間外労働が減り働き方改革も推進できるので、4～6月の工事稼働件数を増やしていけるように、早期発注や年度を跨る債務負担や明許を活用するよう全庁的に働き掛けを行っている。

Q) 工事成績評定要領の改定はいつですか。

A) 令和5年4月に改定している。

Q) 不調の件数が多い工種は。

A) 土木工事が最も多く、半分以上占めている。

Q) 企業、技術者の工事成績の評価は過去何年を対象にしているのか。

A) 過去2年を対象にしている。

Q) 企業の工事成績について、R4、5とR6で比較すると、80点以上の割合が増えているが、これは品質が向上したのか、または、同種工事を受注している企業の経験値が上がったからなのか。

A) 工事成績が高くなっているのは、同種工事を受注している企業の経験値が上がったのもあるかもしれないが、工事成績評定要領において、週休2日やICT施工の取組結果により工事成績を加点するようになったことが影響していると考えられる。

Q) 週休2日の導入などの働き方改革の推進やICT施工の取組は、中小企業より大企業の方が、会社規模が大きいので取り組みやすく、入札において有利ということはないのか。

A) その通りで、大企業から週休2日の取り組みが広がり、さらに月単位から週単位と質が向上され、中小企業にも拡大している状況。ICT施工においても同様に大企業から中小企業へと拡大していくよう期待しており、中小企業に対しても講習会等の支援も実施している。

入札においては、工事規模に応じて入札に参加できる業者のランクで分けているので、不利になることはない。

Q) 新規雇用の実績項目において、外国人の方はどのくらいいるか。

A) 新規雇用、若手技術者の項目において、外国人の方がどのくらいいるか数字を今持ち合わせていない。確認してみる。

○事務局：説明 資料1－3（10月改定について）

Q) 「登録基幹技能者の配置」の評価項目ですが、従来の舗装等の施工体制の評価項目として、技能者配置状況が設定されているが、この項目との統合という考えは無かったのか。

A) 既存の舗装等の施工体制の評価は、元請で雇用している技能者の配置であり、下請業者まで対象にしていない。また、舗装の登録基幹技能者はなく、技能者の最もレベルの高い資格を持った技能者を評価するものである。

Q) ワークライフバランスの推進の評価項目について、厚生労働省の認定と山梨県の認定において取得の困難度は同じか。

A) 厚生労働省の認定の方が、取得が難しい。現状、厚生労働省と山梨県の認定を合わせても10社程度しかいない状況もあり、山梨県認定がきっかけづくりと考えており、多くの企業にワークライフバランスの推進を促すために、加点数に差をつけていない。

また、取得しやすい山梨県認定のみも検討したが、厚生労働省の認定は大企業が取得している状況もあり、今後拡大していけるよう同じ扱いにした。
ただし、今後加点状況を分析しながら見直しも考えていきたい。

Q) 登録基幹技能者の配置の評価項目について、どの程度加点を狙って登録基幹技能者を配置する企業があるか疑問がある。また、同じ会社のみしか加点されていないこともあるのではないか。

A) どのくらいの企業が登録基幹技能者を配置してくれるかは未知数であるので、10月以降加点状況を分析していきたい。

Q) 登録基幹技能者の山梨県内の人数は、各民間団体から示されているのか。

A) 登録基幹技能者を管理している一般社団法人建設業振興基金から情報を提供してもらいました。全国の人数は建設業振興基金のHPで確認できる。

Q) 適用タイプ表の改定において、工事規模の3億円を5億円にしているが、根拠等検証しているのか

A) JV 要綱を改定する時に、建設デフレーターや労務費の上昇幅を確認したところ、約1.5倍程度でしたので3億円から5億円に改定した。

○事務局：説明 資料1－4（森林環境部、農政部の独自評価項目について）

Q) CO2 の認証制度の有効期間は。

A) 認証期間は、森林整備等の対象事業完了の日から1年間である。

Q) CO2 の認証団体数が年度毎で、増減があるのはなぜか。

A) CO2 認証を受けるには、最初に森林所有者と整備を実施する企業とで森林整備の協定を締結する必要があるが、そのマッチングが困難で、緑化推進機構がマッチングする形を構築して一旦少し増えたが、その仕組みも大きな効果が出ていない状況です。今後、CO2 認証団体が増える施策等を検討していきたい。

Q) 耕作放棄地解消の評価項目は、建設会社がボランティアとして過去5年間に10a以上の耕作放棄地の解消実績がある場合に加点しているが、耕作放棄地を維持することはあっても、現実的に増やしていくことは、もっと企業にメリットがないと難しいのではないか。

A) ご意見も踏まえて、今後評価項目の見直しをしていきたい。

○議長（委員長）：議事（1）工事の総合評価については、他に御意見、御質問がないようであれば、御承認いただいたこととする。

議事（2）業務委託の総合評価について

○事務局：（説明 資料２－１、２－２）

（質疑応答なし）

○議長（委員長）： 議事（2）業務委託の総合評価については、御意見、御質問がないようであれば、御承認いただいたこととする。

議事（3）その他について

○事務局：総合評価委員の任期更新に伴う委任状について説明

○議長（委員長）：他にあるか。ないようであれば、以上をもって議事を終了する。